



## スクールソーシャルワーカーの効果的な活用

### ■ SSWとは

今、学校現場では、学校が把握しにくい個人や家庭状況（児童虐待、障がい、経済的貧困、「要保護」状況、家族関係等）への専門的な対応が必要なケースが増えている。不登校やいじめ、長期欠席、非行や暴力行為といった問題行動には、自身の問題だけでなく、その家庭や学校、地域の中での環境に起因することがあることから、児童生徒と取り巻く環境との関係を改善するソーシャルワークの視点が重要性を増している。

スクールソーシャルワーカー（SSW）は、学校だけでは解決できにくい課題に対して、関係機関と連携を図りながら、児童生徒や保護者の生活等に目を向け、その環境改善に向けた援助を行う、教育現場に福祉の視点を取り入れる専門家である。

### ■ SSWの援助・解決の視点

SSWは、学校内の問題に対し、次のような援助・解決への視点をもって活動に取り組んでいる。

- 児童生徒が置かれている個と環境の相互作用に着目すること。
- 学校内あるいは学校の枠をこえて関係機関と連携すること。
- 援助チーム体制を推進すること。
- 児童生徒の最善の利益を大切にすること。

### ■ SSWの基本的な活動

- ◎ 校長の指導・監督の下、次のような活動を主に行っている。
  - ① 学校や教育機関での面談や訪問活動  
問題行動に起因する子どもの家庭環境や状況等に関する情報収集と、具体的な援助の糸口をつくるために本人理解を行う。
  - ② 関係機関へのつなぎ（連絡、代弁、介入、調整）  
子どもの相談相手や一緒に活動するという直接的援助とともに、保護者や教員のニーズの代弁、問題解決に向けた情報の提供、地域機関との連携、児童福祉や障がい者福祉、地域福祉等との関係・調整などの間接的援助を行う。
  - ③ 問題解決への関わり（援助体制構築）  
援助チーム会議（ケース会議）等で社会福祉的視点に立った問題解決に向けた働きかけを提案し、学校、家庭、関係機関等が連携して活動できるように援助する。

### ■ 具体的な援助の成果（例）

N中学校では、解決の見通しが持てない不登校生徒への対応について、校長の指導のもと、SSWの派遣を要請しケース会議を開催した。ケース会議では、SSWの助言を受けながら、当該生徒を取り巻く問題等の情報共有化を図るとともに、家庭へ働きかける際や登校した際の各教職員の役割を明確にするなど、校内援助チームの体制を整えた。

同時に、SSWはケース会議で得た情報から、不登校の原因が家庭の経済的貧困を背景とした児童虐待にあるととらえ、学校と子ども家庭相談センター、民生委員、保健福祉課（行政）、福祉事務所とをつなぐことに努めた。連携を働きかける中で、当該生徒の家庭状況や生活状況に関する情報を収集し、経済面（生活保護の受給）や医療面などの社会福祉的側面からの援助ができたことで、生活環境の改善が図られていった。家庭生活が安定してきたことから親子関係が良好になり、徐々に登校できるようになった。

### ■ 校内での体制づくり～効果的な活用を図るために～

- ◎ 問題解決に向け、校内で組織的に対応することが不可欠である。子どもの問題行動の状況に応じて援助チーム会議（ケース会議）を開催し、SCや関係機関職員の参加も得て、解決に向けたアセスメント（見立て）とプランニング（計画：具体的な手立て）を行う。
  - ① SSWと学校とのパイプ役となる校内担当者の位置付け（連絡、調整、情報交換及び情報共有）
  - ② 校内担当者の役割
    - ・子ども及び保護者、教職員、関係機関等からの相談受付
    - ・SSWとの連絡調整
    - ・相談活動に関する具体的な計画立案、調整
    - ・情報管理
    - ・援助チーム会議開催
  - ③ 定期的な援助チーム会議（ケース会議）の開催
    - ・未然防止、早期発見の視点から
    - ・校内担当者を通じ地域関係機関等へ出席要請
  - ④ 相談援助活動の充実
    - ・SSWが校内で情報収集するための手段の確保
    - ・できるだけ相談者本人が参加できるような会議の設定